

# マイナー作物の適用農薬を巡る最新事情

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

梅 村 武 司

## はじめに

2002年7月以降、無登録農薬が全国的に流通し、使用されている実態が明らかになり大きな問題となったことから、2002年12月に農薬取締法が改正された。

農薬は、登録に際して毒性評価を行い、人畜などへの害がないように作物残留などの基準として定め、この基準を超えないように使用方法を設定している。つまり、適正に使用されてこそ安全が確保されることになることから、改正農薬取締法においては、食用および飼料用作物については、登録された適用作物以外の農作物等に農薬を使用しないことなどが義務化されたところである。

しかしながら、生産量の少ないマイナー作物等については、採算の面から農薬メーカーにおいて積極的に適用申請がなされない傾向にあり、従来から使用できる農薬は限られていた。

農林水産省では、これまでも都道府県が実施するマイナー作物の作物残留試験等への助成を行ってきたところであるが、改正法の施行によりマイナー作物の生産に支障をきたすことのないよう、二つの対策を講じたところである。

## I マイナー作物に対する対策

### 1 作物のグループ化

一つ目は、形状、利用部位から類似性の高い作物をグループ化し、グループごとに農薬登録ができる仕組みにしたことであり、現在11のグループを設定しているところである（表-1）。

また、さらなるグループ化について、植物学的特徴、残留の実態等から技術的に可能かシソ科ハーブ類およびセリ科ハーブ類を対象に、専門家に検討を依頼しているところである。さらに、新たにグループ化の設定を望まれる作物について植物学的特徴や農薬の残留の実態に関

The Latest Information on the Agricultural Chemicals for Minor Crops. By Takeshi UMEMURA

（キーワード：マイナー作物、適用作物、グループ化、経過措置、農薬登録、適用拡大、経過措置承認農薬、初期付着量、マイナー作物等農薬登録推進協議会、マイナー作物対策連絡会）

する情報が提供された場合は、グループ化の検討を進めることとなる。

### 2 農薬使用基準省令の経過措置

二つ目は、農薬使用基準省令に経過措置を設け、当分の間、適用作物となっていない作物について、安全な使用方法を設定することを前提に都道府県知事から申請された作物に対し、農林水産大臣が承認した場合には農薬が使用できる仕組みを設けたところである。

この経過措置の期間は2年程度の間としており、この期間に農薬登録の適用拡大に必要な作物残留試験、薬効・薬害試験等のデータを当該農薬を必要とする都道府県等において整備し、このデータに基づく適用拡大申請を農薬製造業者に提出してもらうことにより、適用拡大の手続きを行うこととしているところである。

## II 経過措置承認農薬を巡る状況

### 1 経過措置承認農薬の承認状況

経過措置の承認については、2003年12月までに6回行い、承認された作物と農薬の組み合わせは9,001件に達したところである。また、重複を除いた承認件数は、4,971件、承認農薬数は336、承認作物数は447であった（表-2）。

なお、都道府県別の承認件数は、表-3のとおりである。

### 2 マイナー作物等農薬登録推進協議会

多数にのぼる経過措置承認農薬については、経過措置の間に農薬の登録に必要な試験を行い、データを作成しなければならないが、作物と農薬の組み合わせの中には、都道府県間での重複等も相当含まれていることから、都道府県、地域ブロック、中央の各段階において、「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、各県が相互に連携して、適用拡大に必要なデータの作成を効率的に行うための調整を図っているところである。

### 3 マイナー作物に係る試験について

農薬の登録申請時に提出すべき試験成績のうち、作物の追加および病害虫追加のために必要な試験成績は、農林水産省生産局通知（平成12年11月24日付け12農産第8147号）により規定されている。栽培地域が限定さ

表-1 農薬の適用作物のグループ化

グループ化した作物名	含まれる作物（品種）
ムギ類	コムギ, オオムギ, その他のムギ類
マメ類（種実）	ダイズ, アズキ, インゲンマメ, ササゲ, エンドウマメ, ソラマメ, ナタマメ, フジマメ, ベニバナインゲン, ラッカセイ, その他のマメ類
マメ類（未成熟）	エダマメ, サヤインゲン, サヤエンドウ（キヌサヤエンドウ, スナックエンドウ）, 実エンドウ（ウスイエンドウ, グリーンピース）, 未成熟ササゲ（十六ササゲ, アキシマササゲ）, 未成熟フジマメ（千石豆）, 未成熟ナタマメ, 未成熟シカクマメ, 未成熟ソラマメ, その他の未成熟マメ類
非結球アブラナ科葉菜類	コマツナ, ミズナ, タアサイ, パクチヨイ, ルッコラ, ケール, カツオナ, サヌキナ, サントウサイ, セイサイ, タイサイ, タカナ, チジミナ, ノザワナ, ハタケナ, ハツナ, ヒロシマナ, ベカナ, ミブナ, ユキナ, 山形ミドリナ, シロナ（大阪シロナ）, ナカジマナ, 味美菜, ベンリイ菜, チンゲンサイ, カホクナ, カラシナ, テゴロ菜
ナバナ類	ナバナ（ナノハナ）, オータムボエム, カキナ, ノラボウナ, ハナッコリー, クキタチナ, サイシン, オオサキナ, メイケナ, ツボミナ, ミズカケナ, コウサイタイ（アブラナ科で茎葉および花部を食するもの, ただし, ブロッコリーおよびカリフラワーを除く）
非結球レタス	サラダ菜, カキチシャ（サンチュ, チマサンチュ）, リーフレタス, ロメインレタス（茎を食用とする作物を除く）
ウリ類（漬物用）	シロウリ（アオウリ, カリモリ, ハグラウリ）, トウガン, ユウガオ, ハヤトウリ, ヘチマ, 赤毛ウリ
カンキツ	ミカン, カボス, キンカン, グレープフルーツ, サガマンダリン, スダチ, タンカン, ナツミカン, ネーブル, ハッサク, ブンタン, ポンカン, ユズ, ライム, レモン, 伊予柑, 河内晩柑, 甘夏, 清見, 長門ユズキチ, 日向夏, 不知火, セミノール, その他のカンキツ
小粒核果類	スマモ（ブルーン）, アンズ, ウメ
ベリー類	ブルーベリー, ラズベリー, ハスカップ, フサスグリ（カーランツ）, ブラックベリー, スグリ（グースベリー）
トウガラシ類	シシトウ, トウガラシ, 伏見甘長トウガラシ, カグラナンバン, サッポロ大長トウガラシ, 満願寺トウガラシ, キダチトウガラシ, その他のトウガラシ類

(注)「ムギ類」および「カンキツ」は、従来からグループが設定されている。

表-2 経過措置承認状況

	総 計
承認都道府県数	47
延べ承認数	9,001
承認数（重複を除く）	4,971
承認農薬数	336
承認作物数	447

れている作物や発生が限定されている病害虫の登録申請に必要な試験成績については、例数が軽減されており、作物残留試験成績についても公的機関を含む2か所以上の分析機関で分析することとしていたものを、一定の質を備えていれば1か所でよいこととしたところである。

### III 農林水産省における具体的な取組

#### 1 マイナー作物対策チームの設置

最終的な経過措置承認件数は延べ9,001件となったと

ころであるが、都道府県における試験実施の許容量と経過措置終了までの期間を考慮すると、これらのすべてについて経過措置終了までの期間に登録を取得することは非常に困難と考えざるを得ない状況である。このことから農林水産省消費・安全局においては、農産安全管理課農薬対策室、植物防疫課および独立行政法人農薬検査所から構成されるマイナー作物対策チームを設置し、次のような取り組みを行っている。

##### (1) 経過措置承認農薬に係る実態の把握

2003年10月に経過措置承認農薬の使用実態、適用拡大に向けた取り組み状況等について、都道府県に対しアンケート調査を実施した。

調査の結果、2003年度については、気象条件の影響で病害虫の発生が少なかったという要因が考えられるが、実際には使用されていない農薬がかなりあった。また、経過措置については、農作物と農薬の組み合わせで

表-3 都道府県別承認数

	計		計		計
北海道	464	静岡	204	岡山	54
青森	210	新潟	177	広島	62
岩手	103	富山	2	山口	71
宮城	328	石川	61	徳島	81
秋田	271	福井	19	香川	155
山形	205	岐阜	201	愛媛	601
福島	111	愛知	587	高知	148
茨城	92	三重	232	福岡	1,137
栃木	20	滋賀	98	佐賀	68
群馬	71	京都	115	長崎	128
埼玉	69	大阪	81	熊本	197
千葉	302	兵庫	31	大分	171
東京	192	奈良	6	宮崎	177
神奈川	62	和歌山	468	鹿児島	134
山梨	71	鳥取	92	沖縄	483
長野	368	島根	21		

承認を行っているところであるが、適用病害虫について確認したところ、明らかに加害しない害虫に対する農薬が申請されているなど、使用実態の把握が十分ではないことが見受けられた。

#### (2) 都道府県との意見交換

(1)のアンケート調査の結果を受け、経過措置承認農薬に関する状況をさらに詳しく把握するため、2004年1月以降、農林水産省および地方農政局において都道府県との意見交換を実施した。

その結果、各農薬における使用実態の把握、試験課題の絞り込み、登録に必要なデータ作成に必要な協力体制の構築等の必要な措置を行っている都道府県も多数あったが、こうした措置が不十分な県などもあり、マイナー作物の農薬登録に対する認識の差がかなりみられたところである。

しかしながら、限られた期間で効率的に農薬登録を行っていくことが急務であることから、データ作成のための試験実施に当たっては、優先順位をつけて課題の設定を行い、進めていくこととしている。

### IV 関係機関における取り組み

#### 1 都道府県

各都道府県では、自県における緊急性・必要性等についての検討を行っている。検討の内容については、緊急性・必要性等に応じて、

A：登録農薬がないことなどにより当該農作物の生産

に著しい支障が生じる可能性が高いことから緊急性・必要性が非常に高く、1~2年以内に農薬登録の拡大が必要なもの

B：登録農薬はあるものの抵抗性発現対策の観点からAの次に緊急性・必要性が高く、数年の間に農薬登録の拡大が必要なもの

C：A, B以外のもの

という仕分けを行うものである。

仕分けの結果については、農林水産省で現在取りまとめ中であるが、登録の緊急性・必要性が高いとされる「A」はかなりの数になる見込みであり、今後は、各都道府県が「A」にランク分けした農薬について、生産者・生産者団体とも連携して試験計画の策定および試験を実施し、データ作成を進めていくことが重要な課題である。

#### 2 生産者・生産者団体

JAグループにおいては、経過措置承認農薬のうち、効率的に試験課題を設定するために、マスターファイル(都道府県における試験予定リスト)の試験課題を優先するとともに、複数県で承認された組み合わせを対象とし、原則として同一作物・病害虫に3剤程度の農薬が確保できるよう1,754課題に絞込みを行い、(1)と照らし合わせながら試験を進めることとしている。

#### 3 農薬メーカー

農薬メーカーにおいては、メーカー独自に約300件の試験データの作成に取り組む一方、これとは別に、都道府県および生産者団体等からの要請により約600課題の作物残留試験の実施に協力している。

### V 今後の取り組みについて

#### 1 登録拡大に向けた今後の方向性

マイナー作物の生産に支障をきたさないよう、すなわち、マイナー作物に対する登録農薬がないという状況を解消することが第一に必要であり、さらに安定した生産のためには、作物一病害虫一農薬の組み合わせで数剤の登録拡大を図ることが必要である。

また、現在、都道府県、生産者団体等において、試験計画の調整を行っているところであるので、農林水産省、都道府県、生産者団体が協力しながら重複の整理および絞込みを行い、今後、効率的に試験を実施し、登録に必要なデータ作成を行っていかなければならない。

## 2 マイナー作物の農薬登録に関する新たな対策

### (1) 農薬の初期付着量に基づくマイナー作物に係る残留性判断について

マイナー作物に関する対策としては、先に述べたとおり、グループ登録を行えるような仕組みを導入し、さらなるグループ化について検討を行っているところである。

これとは別に、当面の対策として、農薬の初期付着量に着目し、条件に適合することが確認できる場合は、初期付着量指標値の大きな作物を選定して残留データを作成すれば、初期付着量の小さなマイナー作物の残留データとして利用することとして農薬登録申請ができる仕組みの導入の検討を進めている。

ただし、この方法により当該作物以外の残留データで登録した場合、原則として登録要望者は後日当該作物で実施した残留データでの補完を行う義務を負うこととなる。

### (2) マイナー作物対策連絡会の構築について

マイナー作物の農薬登録を支援するため、先に述べたとおり、「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置しているところであるが、さらなる協力体制を構築するため、「マイナー作物対策連絡会」の設置を行うこととしている。

2003年から設置されていた「マイナー作物等農薬登録推進協議会」は、都道府県庁・防除所・試験場・普及センターなどの都道府県組織に、JAグループなどの生産者団体、県植物防疫協会等の関係団体で構成され、試験課題の選定や試験計画の立案および県間の調整を図り、効率的なデータの作成を行うこととしていた。

一方で、「マイナー作物対策連絡会」は、作物（作物

群）の種類ごとに全国横断の作物生産者（団体）、農協の技術指導員、専門技術員、行政担当者等で構成し、当該作物の病害虫防除に係る技術的検討および農薬登録に必要な経費負担等について情報交換および必要な調整を行ふものである。

これらの取り組みを推進するため、中央協議会は、都道府県関係組織および農業者組織を通じて、連絡会の構築に必要な支援を行うとともに、独立行政法人および道府県関係組織と協力し、連絡会の運営に必要な技術的支援を行うこととしている。

## 3 マイナー作物の農薬登録に関する情報提供

現在でも、農林水産省のホームページの中の農薬コーナーにおいて、都道府県別の経過措置承認農薬等を掲載しているところであるが、今後は経過措置承認農薬の登録状況、登録に係る試験の実施状況等も含め、本件に関して幅広く情報提供していきたいと考えているところである。

## おわりに

経過措置については、概ね2年程度としていることから、2005年3月が一つの目途となる。

農林水産省についても、関係団体と構成される中央協議会において、各県間の調整を図るなど支援を行っていくこととしているところであり、都道府県および生産者団体等が積極的にデータ作成を進められ、マイナー作物等に対する農薬登録が推進されることを期待する。

最後に、今回一連の作業に際して、ご協力いただいた中央協議会の各団体の方々に深謝し、この稿を終わりにしたい。

年刊資料

# 農薬適用一覧表 2003年版（平成15農薬年度）

独立行政法人農薬検査所 監修 A4判 本文867頁  
定価13,650円税込み（本体13,000円） 送料サービス

作物別・病害虫別に適用のある農薬名と商品名が一覧表になった資料です。稻用の種子消毒・箱施用剤、ブームスプレーヤ・常温煙霧および航空機利用（無人ヘリを含む）などに適用のある農薬については別表にまとめました。

お申し込みは直接当協会へ、前金（現金書留・郵便振替）で申し込むか、お近くの書店でお取り寄せ下さい。

社団法人 日本植物防疫協会 出版情報グループ 〒170-8484 東京都豊島区駒込1-43-11

郵便振替口座 00110-7-177867 TEL(03)3944-1561(代) FAX(03)3944-2103 メール：order@jppa.or.jp